

○「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成 28 年 3 月 7 日付け厚生労働事務次官通知） 新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱</p> <p>第 1 ～ 3 (略)</p> <p>第 4 貸付対象</p> <p>1 生活支援費</p> <p>生活支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法 <u>（昭和 22 年法律第 26 号）</u> 第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第 5 貸付期間及び貸付額</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱</p> <p>第 1 ～ 3 (略)</p> <p>第 4 貸付対象</p> <p>1 生活支援費</p> <p>生活支援費の貸付けの対象となる者は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）</u>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業 <u>（自立援助ホーム）</u>（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第 83 条に規定する大学、同法第 115 条に規定する高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）</p> <p><u>（2）第 4 の 2 の（2）に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）</u></p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第 5 貸付期間及び貸付額</p>

1 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 50,000 円

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(削除)

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶

1 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 50,000 円 (進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額 80,000 円とする。)

※ 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12か月間

貸付額：月額 80,000 円

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

(2) 就職者

貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間 (ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労している期間とする。)

貸付額：1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助

助額を限度とする。

3 (略)

第6～10 (略)

第11 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

(1) 都道府県知事等は、自立支援資金の貸付を受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等 (大学院を含む。) に在学している期間は、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 都道府県知事等は、自立支援資金の貸付を受けた資格取得希望者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

① 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

② 大学等 (大学院を含む。) に在学しているとき

2 (略)

第12～15 (略)

第16 借受人等の責務

1 自立支援資金の貸付を受けた者は、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」(令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知) 別紙1の「社会的養護自立支援拠点事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 (略)

額を限度とする。

3 (略)

第6～10 (略)

第11 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

(1) 都道府県知事等は、自立支援資金の貸付を受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間は、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 都道府県知事等は、自立支援資金の貸付を受けた資格取得希望者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

① 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

② 大学等 (大学院を含む。) に在学しているとき

2 (略)

第12～15 (略)

第16 借受人等の責務

1 自立支援資金の貸付を受けた者は、「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙1の「社会的養護自立支援事業」を行う者及び児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 (略)